

第 2 2 期第 3 7 回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 7 年 1 月 2 7 日（月） 1 4 : 0 0 ~

2 場 所 福岡県庁 4 階 漁業調整委員会室

3 議 題

- (1) 筑前海区漁場計画の変更について（諮問） 資料 1
- (2) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5 トン以上）の操業について（協議） 資料 2
- (3) 筑前海区における新規許可に係る制限措置等について（諮問） 資料 3
- (4) 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について（協議） 資料 4
- (5) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議） 資料 5
- (6) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議） 資料 6
- (7) アサリじょれんの間口制限に係る委員会指示について（協議） 資料 7
- (8) 一本釣に使用する集魚灯に係る委員会指示について（協議） 資料 8
- (9) 福岡佐賀いかかご漁業協定書について（報告） 資料 9
- (10) その他

資 料 1

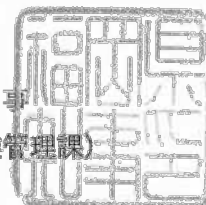
(22-37 筑前漁調委)
(令和7年1月27日)

6漁管第1575号

令和7年1月21日

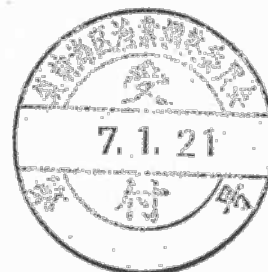
筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における海区漁場計画について（諮問）

このことについて、別添のとおり漁業法（昭和24年法律第267号）第62条に基づく海区漁場計画を定めたいので、同法第64条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



筑前海区漁場計画変更に係る基本方針について

令和7年1月21日
漁業管理課

【現行漁場計画】

- ・筑前海区には筑共第1～21号（第1種、第2種）、筑共第101～110号（第3種）、区画漁業権（団体56、個別2件）及び定置漁業権2件を設定。
- ・沿岸漁場保全は設定なし
- ・共同漁業権の免許期間は令和5年9月1日から令和15年8月31日。
区画及び定置漁業権の免許期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日。

【変更計画のポイント】

- ・各地区での試験養殖について一定の成果があり、事業化が見込めるものは海区漁場計画を変更のうえ、新規の区画漁業権として設定。
- ・共同漁業権、定置漁業権及び沿岸漁場保全は変更なし。

【漁場計画素案概要】

○ 区画漁業権（別紙一覧表参照）

- ・試験養殖により事業化・事業拡大が見込める以下の各地先の養殖を新規漁業権として設定。

漁協（支所）	漁業種類	個別・団体の別	試験養殖開始年度
糸島（芥屋）	わかめ	団体	R4
糸島（岐志）	かき	団体	R4
福岡市（唐泊）	かき	個別	R5
糸島（岐志）	あかもく	団体	R3
糸島（岐志）	あかもく	団体	R3
糸島（芥屋）	あかもく	団体	R3
糸島（芥屋）	あかもく	団体	R3
糸島（野北）	あかもく	団体	R5
福岡市（西浦）	あかもく	団体	R4
糸島（船越）	うに	団体	R5
糸島（岐志）	うに	団体	R4
糸島（芥屋）	うに	団体	R5

【今後のスケジュール（見込）】

R7. 1 月	漁場計画変更案 漁調委諮問
R7. 2 月	公聴会、答申
R7. 5 月	漁場計画変更公示
R7. 6 月	漁協総会
R7. 7 月	免許申請
R7. 8 月	免許諮問・答申
R7. 9 月 1 日	免許

筑前海区漁場変更計画(案)

令和7年1月

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

- 1 漁業権に関する事項
 - (1) 共同漁業権
 - ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項
変更なし
 - (2) 区画漁業権
 - 別紙1のとおり
 - (3) 定置漁業権
 - ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項
変更なし
- 2 保全沿岸漁場に関する事項
 - 変更なし

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
筑区第114号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第91号 芥屋漁港北側防波堤突端に設置した標識 (イ) 基点第91号から真方位104度33分 181メートルの点 (ロ) 基点第91号から真方位132度21分 223メートルの点 (ハ) 基点第91号から真方位159度16分 131メートルの点 (ニ) 基点第91号から真方位126度48分 67メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、井田原、福岡市南区井尻	団体漁業権	新規漁業権
筑区第315号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位106度14分 1,194メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位111度17分 1,440メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位120度16分 1,298メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位115度12分 1,162メートルの点	なし	糸島市志摩新町、岐志、御床、久冢、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、波多江駅北、神在、大門、福岡市城南区堤団地、西区今宿西	団体漁業権	新規漁業権
筑区第316号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	福岡市西区大字宮浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第60号 唐泊漁港唐泊防波堤灯台 (イ) 基点第60号から真方位223度57分 585メートルの点 (ロ) 基点第60号から真方位233度25分 659メートルの点 (ハ) 基点第60号から真方位230度26分 725メートルの点 (ニ) 基点第60号から真方位223度29分 843メートルの点 (ホ) 基点第60号から真方位202度05分 1,018メートルの点 (ヘ) 基点第60号から真方位183度15分 1,088メートルの点 (ト) 基点第60号から真方位172度23分 1,187メートルの点 (チ) 基点第60号から真方位177度56分 941メートルの点	なし	福岡市西区大字宮浦、生の松原	個別漁業権	新規漁業権
筑区	第1	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しない	糸島市志摩新町、岐志、御床、	団体	新規

第1304号	種区画漁業				基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位269度25分 503メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位278度09分 379メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位264度45分 348メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位259度46分 493メートルの点	久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、波多江駅北、神在、大門、福岡市城南区堤団地、西区今宿西	漁業権	漁業権
筑区第1305号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ) 及び(ホ)を順次に結んだ直線並びに(イ)及び(ホ)の間の海岸線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 基点第58号 筑前ノ一瀬灯台 (イ) 基点第57号から真方位247度21分 1,356メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位243度19分 1,289メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位240度46分 1,757メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位121度37分 1,120メートルの点 (ホ) 基点第58号から真方位115度18分 1,049メートルの点	糸島市志摩新町、岐志、御床、久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、波多江駅北、神在、大門、福岡市城南区堤団地、西区今宿西	新規漁業権	団体漁業権
筑区第1306号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ) 及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第58号 筑前ノ一瀬灯台 (イ) 基点第58号から真方位52度39分 1,030メートルの点 (ロ) 基点第58号から真方位57度54分 1,012メートルの点 (ハ) 基点第58号から真方位72度22分 930メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位71度45分 906メートルの点 (ホ) 基点第58号から真方位57度15分 993メートルの点 (ヘ) 基点第58号から真方位52度29分 1,010メートルの点	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、井田原、福岡市南区井尻	新規漁業権	団体漁業権
筑区第1307号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ) 及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第58号 筑前ノ一瀬灯台 (イ) 基点第58号から真方位38度52分 1,021メートルの点 (ロ) 基点第58号から真方位43度32分 1,020メートルの点 (ハ) 基点第58号から真方位40度28分 918メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位36度04分 947メートルの点	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、井田原、福岡市南区井尻	新規漁業権	団体漁業権
筑区第1308号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩野北地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ) 及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第59号 野北港西防波堤灯台 (イ) 基点第59号から真方位310度39分 393メートルの点 (ロ) 基点第59号から真方位310度45分 375メートルの点 (ハ) 基点第59号から真方位301度27分 387メートルの点 (ニ) 基点第59号から真方位301度39分 406メートルの点	糸島市志摩野北、浦志	新規漁業権	団体漁業権

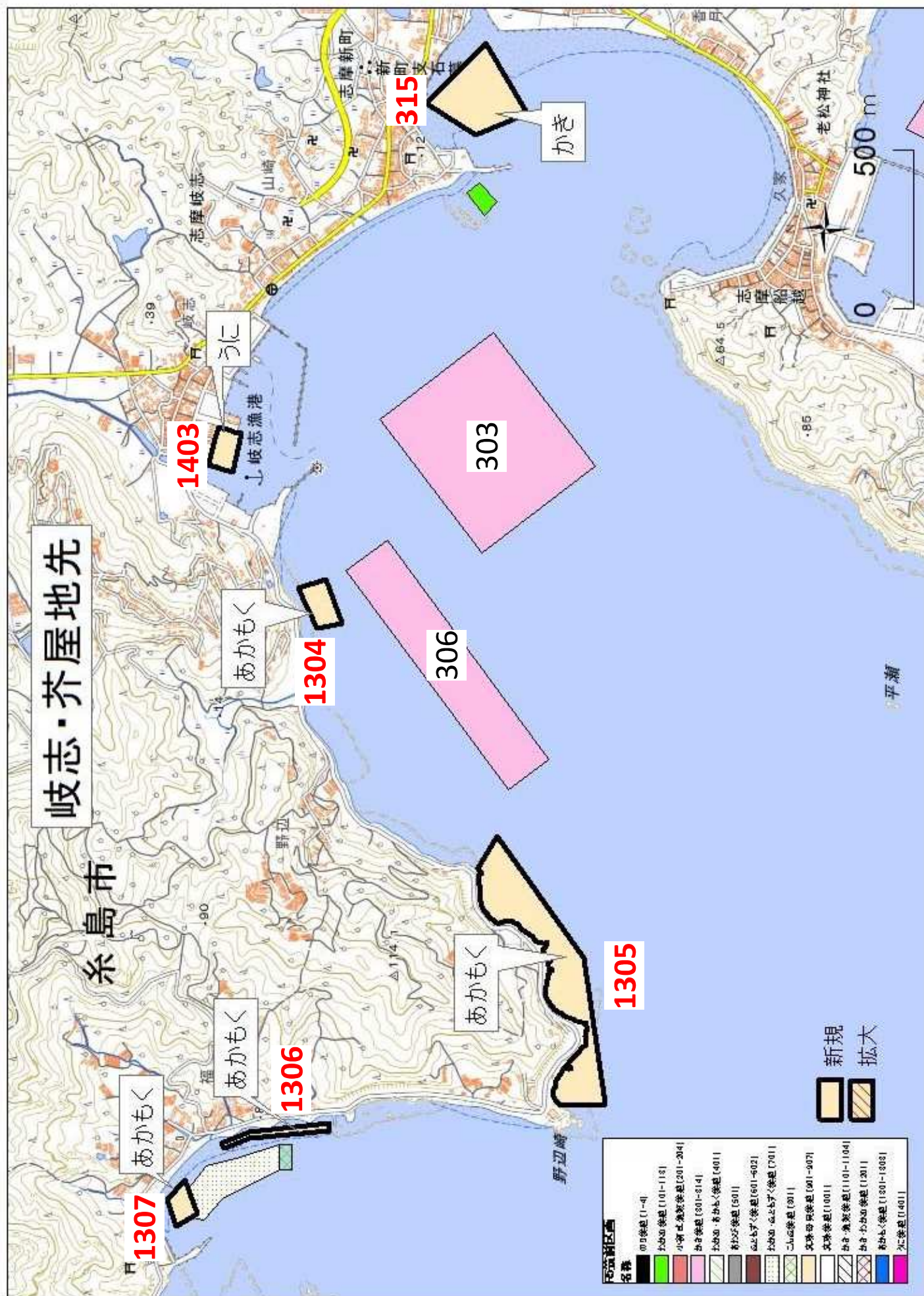
号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	福岡市西区西浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第92号 西浦漁港北側防波堤突端の西側突端 (イ) 基点第92号から真方位006度29分 287メートルの点 (ロ) 基点第92号から真方位019度58分 248メートルの点 (ハ) 基点第92号から真方位019度22分 88メートルの点 (ニ) 基点第92号から真方位355度40分 102メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならぬ。	福岡市西区大字西浦	団体漁業権	新規漁業権
筑区第1309号	第1種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩久家地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ト)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第56号 糸島市志摩船越船越漁港南防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第56号から真方位076度07分 162メートルの点 (ロ) 基点第56号から真方位046度41分 357メートルの点 (ハ) 基点第56号から真方位092度11分 678メートルの点 (ニ) 基点第56号から真方位105度46分 937メートルの点 (ホ) 基点第56号から真方位135度10分 857メートルの点 (ト) 基点第56号から真方位138度40分 493メートルの点 (イ) 基点第56号から真方位109度37分 521メートルの点	なし	糸島市志摩船越、志摩久家、志摩初、志摩御床、志摩松隈、波多江、江駅南、前原、前原南、福岡市西区今津	団体漁業権	新規漁業権
筑区第1402号	第1種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位001度40分 343メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位022度20分 334メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位024度59分 260メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位357度20分 265メートルの点	なし	糸島市志摩新町、岐志、御床、久家、井原、桜井、野北、芥屋、波多江、波多江駅北、神在、大門、福岡市城南区堤団地、西区今宿西	団体漁業権	新規漁業権
筑区第1403号	第1種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第91号 芥屋漁港北側防波堤突端に設置した標識 (イ) 基点第91号から真方位001度05分 163メートルの点 (ロ) 基点第91号から真方位020度24分 111メートルの点 (ハ) 基点第91号から真方位324度10分 34メートルの点 (ニ) 基点第91号から真方位283度48分 70メートルの点 (ホ) 基点第91号から真方位320度41分 133メートルの点	なし	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、井田原、福岡市南区井尻	団体漁業権	新規漁業権
筑区第1404号	第1種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第91号 芥屋漁港北側防波堤突端に設置した標識 (イ) 基点第91号から真方位001度05分 163メートルの点 (ロ) 基点第91号から真方位020度24分 111メートルの点 (ハ) 基点第91号から真方位324度10分 34メートルの点 (ニ) 基点第91号から真方位283度48分 70メートルの点 (ホ) 基点第91号から真方位320度41分 133メートルの点	なし	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、井田原、福岡市南区井尻	団体漁業権	新規漁業権

イ ウ 免許予定日 令和7年9月1日 漁業権の存続期間 令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

工
才

申請期間 令和7年6月16日から令和7年7月16日まで

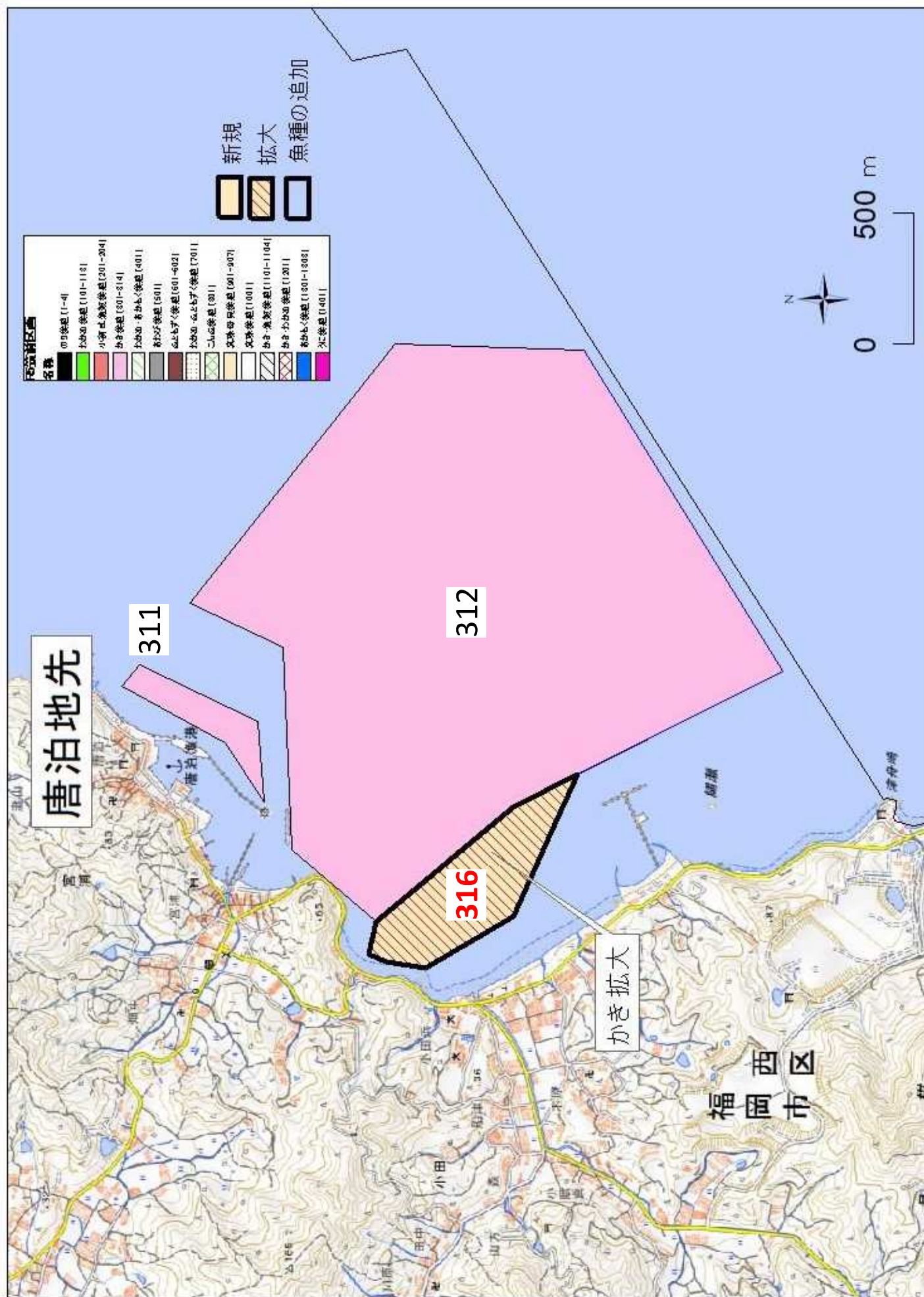
築区第1号から第4号、築区第101号から113号、築区第201号から204号、築区301号から314号、築区第401号、築区第501号、築区第601号から第602号、
築区第701号、築区第801号、築区第901号から907号、築区第1001号、築区第1101号から築区第1104号、築区第1201号、築区第1301号から第1303号、
及び築区第1401号まで変更なし











資 料 2

(22-37 筑前漁調委)
(令和7年1月27日)

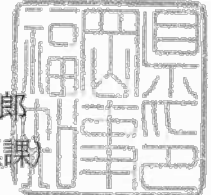
福岡県海域に入漁する佐賀県小型いかつり漁業の 許可数(5トン船以上)及び漁船数の推移

項目 年度	5トン以上の 許可希望数	5トン以上の 入漁許可枠	5トン以上の 入漁許可数 (A)	許可が不要の 5トン未満船数 (B)	筑前海区に入漁 する佐賀県船数 (A) + (B)
平成14	51	70	51	213	264
15	47	60	47	192	239
16	36	60	36	225	261
17	32	60	32	229	261
18	25	60	25	185	210
19	24	50	24	182	206
20	16	50	16	161	177
21	15	40	15	159	174
22	15	40	15	96	111
23	15	40	14	90	104
24	14	30	13	128	141
25	13	30	13	128	141
26	13	30	13	122	135
27	13	30	13	120	133
28	13	30	13	124	137
29	13	30	13	124	137
30	13	30	13	124	137
令和元	13	30	13	124	137
2	11	20	11	124	135
3	11	20	10	124	134
4	11	20	11	89	100
5	9	20	9	96	105
6	7	20	6	80	86
7	7				0

6 漁管第1555号
令和7年1月16日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」という。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（筑前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総 トン数	許可す る隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底 びき網漁業	手繰第2種 えびこぎ網	筑前海 区海面	5月1日から 12月31日 まで	・漁船法 馬力数 260kW以下 (旧漁船 法馬力数 60以下) ・総行程 容積6.23 以下	5トン未 満	2	・糸島市に住所を有する者。 ・ごち網又はきす流し刺し網漁業の許可を受けていない者
刺し網漁業	自家用餌料 用さんま流 し刺し網	筑前海 区海面	11月1日から 翌年3月3 1日まで	—	—	1	・福岡市に住所を有する者
固定式刺し 網漁業	固定式刺し 網	筑前海 区海面	1月1日から 12月31日 まで	—	—	1	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九 州市戸畑区に住所を有する者
小型いかつ り漁業	小型いかつ り	筑前海 区海面	4月1日から 翌年3月31 日まで	—	5トン以 上20ト ン未満	1	・筑前海沿岸市町に住所を有する者
小型いかつ り漁業	小型いかつ り	筑前海 区海面	4月1日から 翌年3月31 日まで	—	5トン以 上20ト ン未満	80	・長崎県内に住所を有する者
かご漁業	雑魚かご	筑前海 区海面	12月1日か ら翌年11月 30日まで	—	—	2	・北九州市若松区、北九州市戸畑区に住所を 有する者
たこつぼ漁 業	たこつぼ	筑前海 区海面	1月1日から 12月31日 まで	—	—	1	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、糟屋 郡新宮町大字相島に住所を有する者
潜水器漁業	潜水器	筑前海 区海面	12月21日 から翌年10 月31日まで	—	—	1	・北九州市小倉北区に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月1日から令和7年2月28日まで

漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（筑前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総 トン数	許可する 隻数	漁業を営む者の資格
小型いか つり漁業	小型いかつ り	筑前海 区海面	4月1日から 翌年3月31 日まで	—	5トン以 上20ト ン未満	筑肥連調 委で承認さ れた許可枠 内の隻数	・佐賀県内に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

筑肥連調委の開催日以降から令和7年2月28日まで

山口、福岡両県の沖合海域におけるいかつり漁業の操業調整について覚書を交わし、両県いかつり漁業者の円滑な操業を図ろうとするものである。

1 目 的

この覚書は山口、福岡県における許可等の適用海域で操業するいかつり漁業者が、それぞれの漁業調整規則、委員会指示あるいは許可方針等の諸規制を遵守し、秩序ある操業を確立することを目的とする。

2 基 線

この覚書に定める海域を表示する基線は、次のとおりとする。

(1) A 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒（日本測地系：北緯 34 度 2 分 26 秒、東経 130 度 48 分 5 秒）の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、B 線と交わる点（以下、「A 点」という。）以東の線

(2) B 線

福岡県宮若市犬鳴山山頂と福岡県宗像市地ノ島西端とを結ぶ線の延長線のうち、A 点以北の線

(3) C 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、A 点以西の線

(4) D 線

福岡県宗像市沖ノ島北端と長崎県対馬市長崎鼻とを結ぶ線のうち、E 線と交わる点（以下、「B 点」という。）以東の線

(5) E 線

次のイ、ロを結ぶ線の延長線のうち B 点以北の線

イ 長崎県対馬市対馬黒島灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

ロ 長崎県対馬市舌埼灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

3 許可等の適用海域

いかつり漁業の許可等にかかる両県知事の適用海域は、それぞれ次のとおりとする。ただし、両県適用海域が重複する海域は共通海域とし、4 の共通海域の取扱いに基づき処理するものとする。

(1) 山口県

A線、C線、D線及びE線の以東、以北の海域とする。ただし、福岡県宗像市沖ノ島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域を除く。

(2) 福岡県

A線及びB線の以西、以南の海域とする。

4 共通海域の取扱い

(1) 集魚灯に使用できる電球の総設備容量の上限は、45キロワットとする。ただし、山口県知事の許可を得た小型いかつり漁船がいかつり漁業の禁止区域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条別表第4のいか釣り漁業に係る禁止区域）以外の海域で操業する場合は、この限りではない。

(2) 山口、福岡両県のいかつり漁船の光力差により操業上の問題が生じた際は、両県は船間距離等の具体的な対策について誠意をもって協議を行うものとする。

(3) 取り締まりは両県で協調しながら行うものとし、その取り決めについては別途協議の上、定めるものとする。

5 有効期間

令和7年4月1日 令和8年3月31日

この覚書の有効期間は、~~令和6年4月1日から令和7年3月31日まで~~とする。

以上のとおり双方の意見の一致を見たので、本書2通を作成の上、両県でそれぞれ保有する。

令和7年3月19日

~~令和6年2月16日~~

山口県農林水産部水産振興課長

澁谷 賢司

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

秋本 恒基

付 帯 事 項

令和7年3月19日

令和6年2月16日に締結された「山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書」4の共通海域の取扱い（3）に基づき、共通海域における漁業取り締まりに関する付帯事項として次のことを定める。

- 1 共通海域の取り締まりは、山口県及び福岡県が行う。
- 2 山口県及び福岡県の漁業者には、所属県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は所属県が処理する（事件引継を含む）。
- 3 山口、福岡以外の県の漁業者には、取り締まり県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は取り締まり県が処理する。
ただし、山口、福岡いずれかの県の許可を受けた漁業者には、許可県の関係法令を適用し、違反者は許可県が処理する（事件引継を含む）。

令和7年3月19日

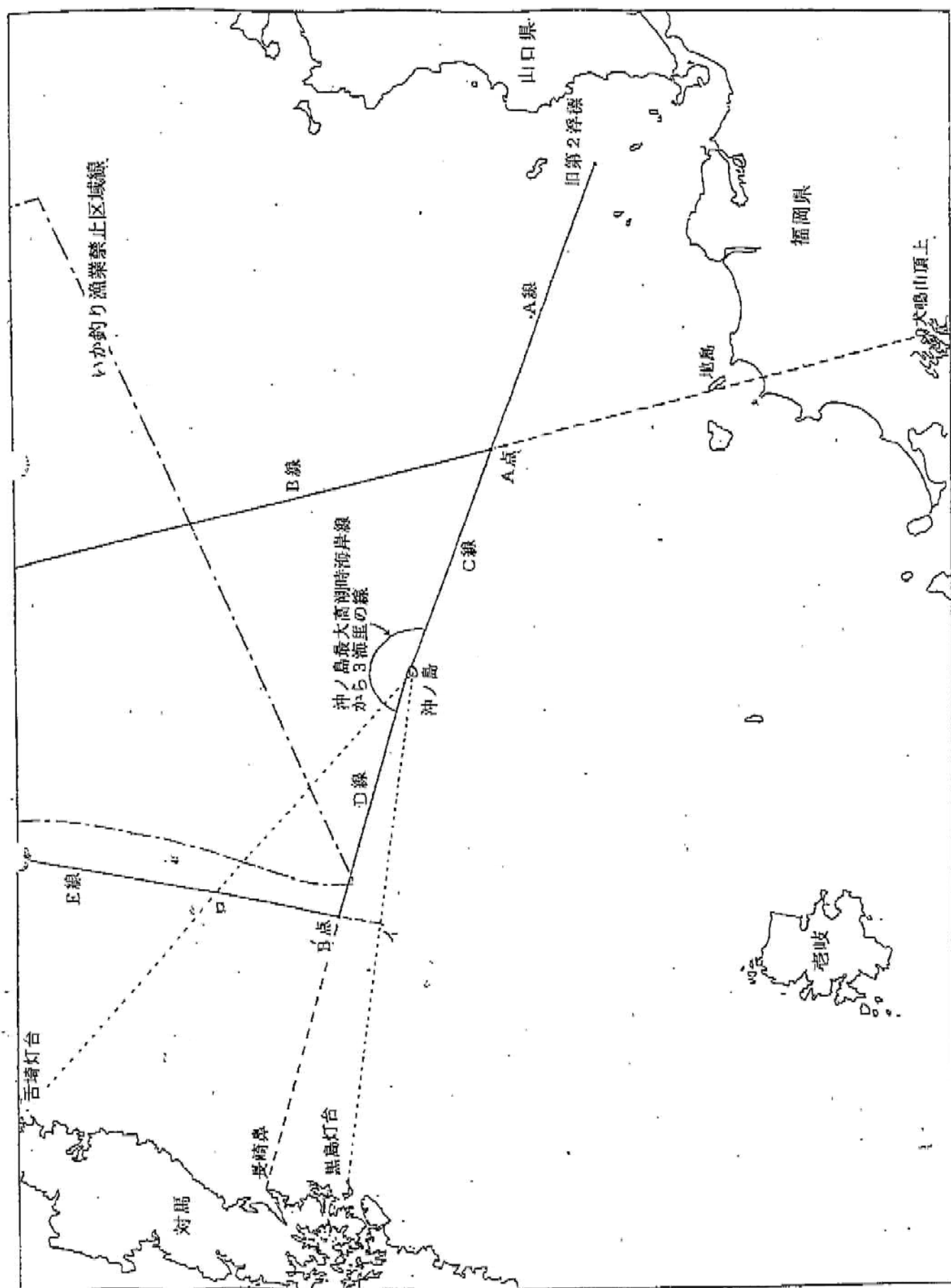
令和6年2月16日

山口県農林水産部水産振興課長

澁谷 賢司

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

秋本 恒基



覚 書(案)

昭和46年4月27日締結した「唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業」の操業に関する確認書の取り扱いについて、~~令和6年~~^{令和7年}
~~2月4日~~^{22期第4回}
~~2月8日~~^{22期第3回}開催の筑肥連合海区漁業調整委員会において
審議の結果、次のとおり決定したので、筑前・松浦海区漁業調整委員会会長は、ここに覚書を交換する。

記

- 1 昭和46年4月27日締結した確認書のうち第1の3の操業期間を福岡県糸島市地先海域（確認書では福岡県糸島郡地先海域）においては9月1日から翌年2月10日までとし、有効期間を~~令和7年~~^{令和8年}5月1日までの1ヶ年間、これを延長する。
- 2 上記の確認書の記の第1の1の操業区域中の二重岳は、現在の二丈岳のことである（平成9年3月5日開催の第16期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認）。
- 3 この覚書は、玄海・松浦海の基本協定書の付帯協定として調印した場合は、1の期間中といえども効力を失うものとする。
- 4 上記事項を証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び筑前・松浦両海区漁業調整委員会並びに福岡・佐賀両県に各1通を保有するものとする。

令和7年2月4日
~~令和6年2月8日~~

筑前海区漁業調整委員会 会長

富 重 信 一

松浦海区漁業調整委員会 会長

川 寄 和 正

立会人

福岡県農林水産部水産局

漁業管理課

課長

秋 本 恒 基

佐賀県農林水産部水産課 課長

横 尾 一 成

確 認 書

唐津湾における「かたうちいわしまき網漁業」の入会操業については、昭和44年5月2日第2回就肥連合海区漁業調整委員会において、有効期間を1か年とする確認書を取り交し、昭和45年における取り扱いについては、前年の内容どおりの確認書が取り交わされた。

更に、昭和46年における取り扱いについては、4月10日開催された第3回就肥連合海区漁業調整委員会において確認事項の一部変更について審議するとともに、業者会談を開催して検討したが、変更するに至らなかつたので、昭和46年のこの取り扱いが、有効期間を改めるほかは、いずれも昭和45年の確認書の内容どおり決定し、確認書を作成する。

記

第1 佐賀県知事が許可した「かたうちいわしまき網漁業」が操業できる範囲は、次のとおりとする。

1 操業区域

福岡県※島郡二丈町、二重岳頂上から同町配崎東端見通し線の延長線以西の海域

2 投網時間

前項の海域における投網時間は、日の出から日没まで。

3 操業期間

福岡県糸島郡志摩町姫島、姫島の西側および南側距岸
くちいわしまき網漁業」の期間

4 禁止区域

福岡県糸島郡志摩町姫島、姫島の西側および南側距岸
800メートルの海域

第2 この確認事項の有効期間は、昭和46年5月2日から
昭和47年5月1日までとする。

第3 当連合委員会は、確認事項の有効期間満了の日以前に
会議を開き、その後の取り扱いを決めるものとする。

2 前項の会議で有効期間満了後の取り扱いを決定すると
ができなかつた場合は、福岡・佐賀両県知事および水産庁
福岡漁業調整事務所長にこの調整を一任するものとする。

第4 当連合委員会および福岡・佐賀両県は、両県漁業者会
および漁業従事者がこの確認事項を信義にもとづき誠実に遵
守するよう指導するものとする。

この確認書は4通作成し、当連合委員会、筑前・松浦両海
区漁業調整委員会および立会人が各自1通を保有する。

昭和46年4月27日

筑肥連合海区漁業調整委員会
委員 録 田 線

浦	丸	正	親	
宗		国	太	
中	島	甚	右	
久	保	山	勝	
宮	崎	勝	四	
野	崎	吉	三	
宮	崎	義	雄	
今	林	久	二	
高	崎	東	久	
井	上	惣	吉	
栗	村	英	徳	

立 会 人

福岡県商工水産部水産課長

矢 野 政



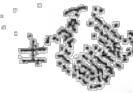
佐賀県経済部水産課長

牛 島

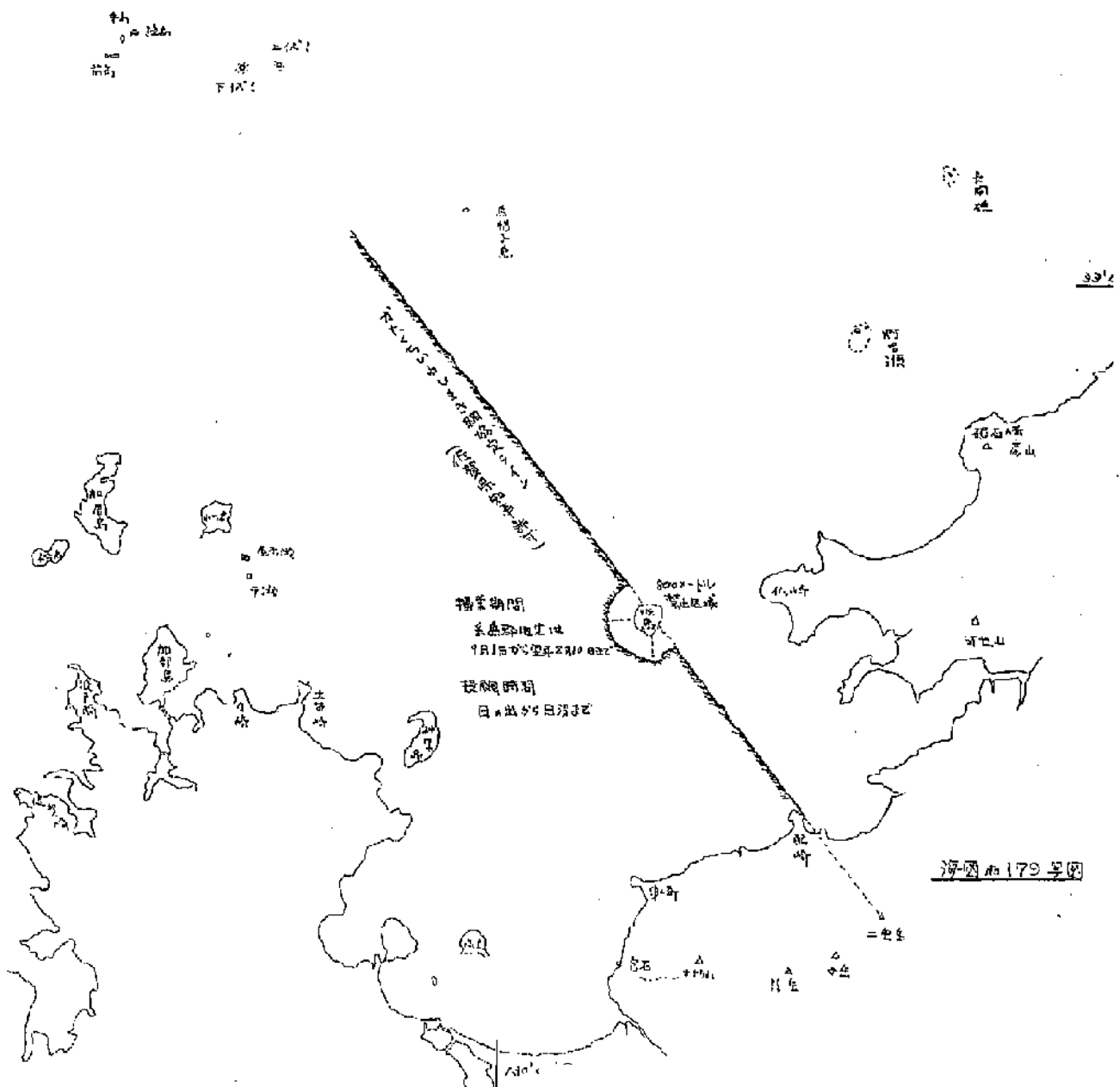


水産庁福岡漁業調整事務所長

山 田 隆



かたくちいわしまき網漁業協定



覚 書 (案)

佐賀県海域に入漁する福岡県一そうごち網及び二そうごち網漁業については、昭和 27 年 7 月 2 日締結の玄海、松浦海漁業調整協定並びに同附帯協定によって操業されていたが、この原則に副わない点があり、しばしば佐賀県船との間に競合があった。

そのため昭和 34 年 9 月 4 日筑肥連合海区漁業調整委員会において別個にごち網漁業に関し 1 か年の協定をなし入漁の調整をはかってきた。

しかしその後、昭和 39 年から~~令和 5 年~~^{令和 6 年}までの間一部改正しながら 1 年の暫定として覚書を取り交わしてきた。

更にこれが改正のため~~令和 6 年 2 月 8 日~~^{令和 7 年 2 月 4 日}開催の~~第 22 期第 3 回~~^{第 22 期第 4 回}筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、第 3 条の~~令和 5 年~~^{令和 6 年}を~~令和 6 年~~^{令和 7 年}に、附帯事項のうち 1 の~~令和 5 年~~^{令和 6 年}を~~令和 6 年~~^{令和 7 年}に改めたほかは、いずれも~~令和 5 年 1 月 31 日~~^{令和 6 年 2 月 8 日}調印の覚書及び附帯事項のとおり、更に暫定として 1 か年間これを延長することに決定したので、この覚書を取り交わすものとする。

記

第 1 条 福岡県知事の許可する一そうごち網及び二そうごち網漁業（漁船の推進機関の馬力数は平成 14 年 4 月 1 日施行の漁船法施行規則に基づく 80 キロワット以内または施行前の規則に基づく 25 馬力以内とする。但し、平成 14 年のこの覚書の締結の際に、現に福岡県知事のごち網漁業の許可を受けていた者が、当該許可にかかわる漁船を使用し、同締結の際に当該漁船に搭載していた推進機関と同じものを搭載してごち網漁業を営む場合に限り、昭和 57 年 7 月 18 日施行の同規則に基づく馬力算定法による 50 馬力以内とする。）で、佐賀県知事の管轄する海域において操業できる区域は次の範囲とする。

(1) 一そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端見通し線以東

の佐賀県海域。ただし、佐賀県の共同漁業権漁場を除く。

- (2) 二そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端を見通したその延長線と、二神島北端から加唐島北端を見通した延長線との2延長線によって囲まれた以東北の佐賀県海域。ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1,450メートルの線によって囲まれた区域を除く。
- (3) 禁止期間は1月1日から3月15日まで。

第2条 福岡県二そうごち網漁業（馬力は第1条と同じとする。）のうち1統に限り次の条件により次の区域（特別入漁区域）内において操業することができる。

1 特別入漁区域

次のイ、ロ、ハの3直線によって囲まれた佐賀県海域。

ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1,450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

イ 加部島東端から加唐島東北端見通し線の延長線

ロ 加唐島北端から長崎県二神島北端見通し線

ハ 唐津市肥前町京泊宮崎鼻東端から馬渡島東端見通し線の延長線

2 入漁条件

イ 入漁の期間

特別入漁区域への入漁期間は、9月21日から10月30日までの40日間とする。

ロ 操業方法

網は引き寄せるものとし、こぎ網してはならない。

ハ 漁業許可証及び入漁標識旗

特別入漁区域へ入漁する者は佐賀県知事の漁業許可を受け、かつ漁業許可証及び入漁標識旗の交付を受けなければならない。

3 入漁船の義務

- イ 特別入漁区域へ入漁する者は、佐賀県知事から交付された漁業許可証及び入漁標識旗を同時に携行し、かつ標識旗はブリッジの左舷側の上部 1 メートルの位置に確実に掲揚しなければならない。
- ロ 入漁船は佐賀県漁船の操業中その妨害となる範囲内において操業してはならない。

第 3 条 この覚書の有効期間は~~令和 6 年~~^{令和 7 年}4 月 1 日から 1 か年とする。

ただし、松浦、筑前海区漁業調整委員会の合意により延長することができる。
この協定が成立したことを証するため本書 5 通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び松浦、筑前海区漁業調整委員会並びに佐賀県、福岡両県に各 1 通保管する。

~~令和 6 年 2 月 8 日~~
^{令和 7 年 2 月 4 日}

筑肥連合海区漁業調整委員会委員

富	重	信	一
上	田	直	子
太	田	耕	平
井	上		博
板	谷	正	信
坂	本	政	彦
川	寄	和	正
池	田	宏	子
坂	本	安	則
梅	崎	博	昭
荒	卷	信	弘
坂	口	正	人

立 会 人

福岡県側

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 秋 本 恒 基

佐賀県側

佐賀県農林水産部水産課長 横 尾 一 成

附 帯 事 項

令和7年2月4日

~~令和6年2月8日~~調印した福岡県ごち網漁業の佐賀県海域入漁に対する附帯事

項として次のことを定める。

- 1 覚書第1条に規定する入漁区域の線は、~~令和6年~~令和7年9月16日から~~令和6年~~令和7年11月15日まで暫定措置として土器崎から小川島西端見通し線の延長とする。
- 2 この協定に違反した入漁者に対しては、次のとおり処分するものとする。
 - イ 協定区域外の佐賀県海域に侵入した者は、その日から特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ロ 同一漁業組合の者が3件以上区域外侵入した時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ハ 佐賀県漁船の漁業を妨害（佐賀県ごち網、釣、延縄漁業等を包囲したり、漁具に被害を与えたりする等）した者は、その日以降その者の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ニ 同一漁業組合の者が3件以上佐賀県漁業の妨害をした時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
- 3 漁業許可証

覚書第2条3のイ及び附帯事項2のロ及びニに該当する義務の怠慢または違反があった時は、その者の所属する組合に割り当てられた全部の漁業許可証及び入漁標識旗をともに没収するものとする。

本図は、海図No.179より
写図を行い作成した。

(現行)

筑前海区漁業調整委員会指示第202号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、福岡湾(博多湾)内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和4年2月18日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

福岡市東区西戸崎東端と福岡市西区小戸妙見岬を結んだ直線と陸岸によって囲まれた福岡湾東部海域。ただし、筑前海区漁業調整委員会指示第201号の指示の適用海域を除く。

2 じょれんの制限

アサリを採捕するじょれんは、間口35センチメートル以上のものを使用してはならない。

3 指示の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(更新案)

筑前海区漁業調整委員会指示第213号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、福岡湾(博多湾)内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和7年 月 日(公報掲載の日)

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

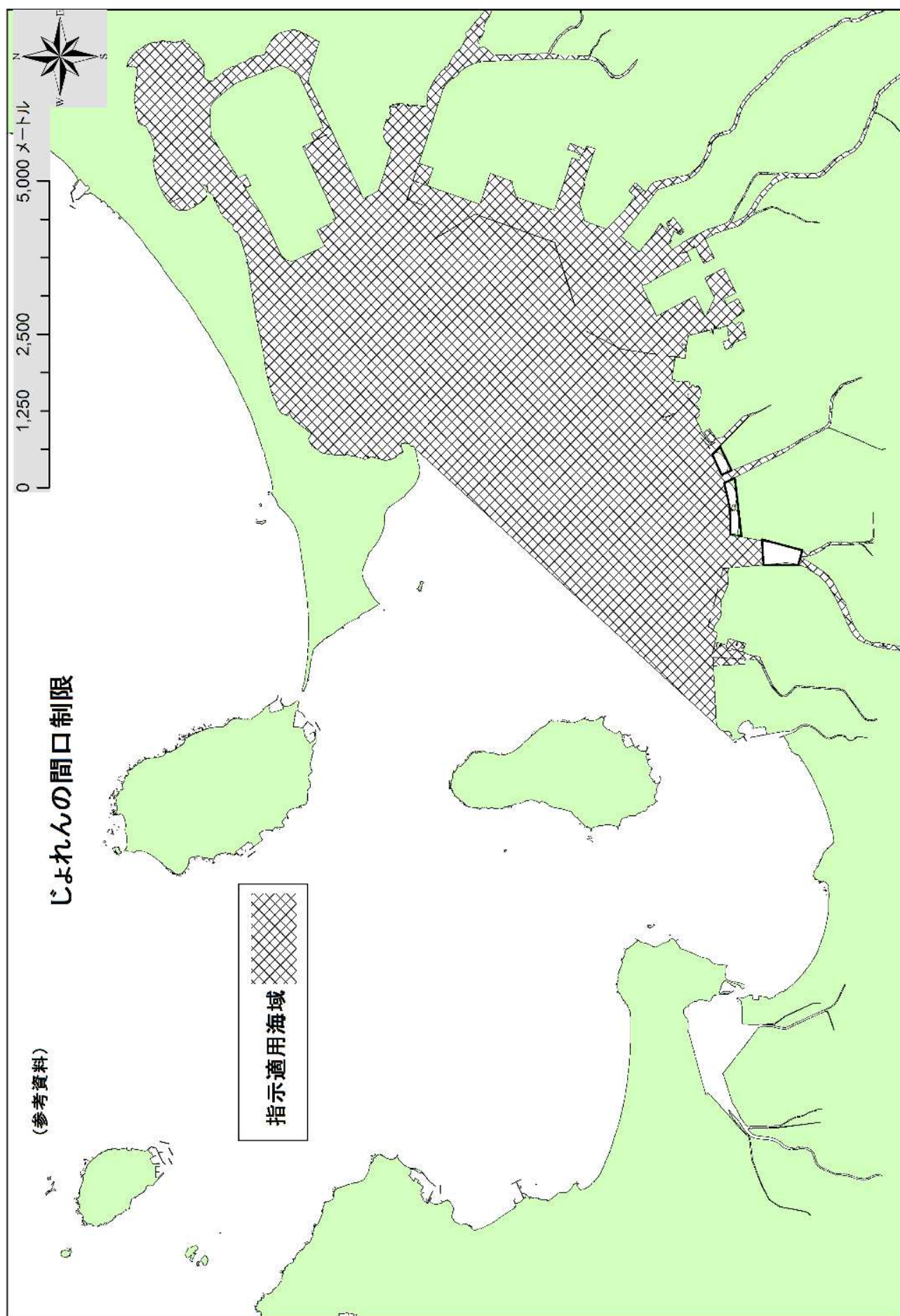
福岡市東区西戸崎東端と福岡市西区小戸妙見岬を結んだ直線と陸岸によって囲まれた福岡湾東部海域。ただし、筑前海区漁業調整委員会指示第212号の指示の適用海域を除く。

2 じょれんの制限

アサリを採捕するじょれんは、間口35センチメートル以上のものを使用してはならない。

3 指示の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで



令和6年12月2日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



陳 情 書

貴委員会におかれましては、平素より筑前海における沿岸漁業の振興にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、当漁協が免許を受けている筑共第8号共同漁業権漁場内にはアサリの好漁場があり、共同漁業権魚種としてアサリの資源管理と増殖に努めてきたところです。また、共同漁業権漁場より湾奥の海域にもアサリが生息し、産卵母貝として湾内全域のアサリ資源にとって重要な役割を果たしていると考えております。

こうしたなか、地域外漁業者が福岡湾内において間口の大きなじょれんを使用してアサリを大量に漁獲する事例が多発しました。福岡湾内で、このような事例が多発することは、共同漁業権内はもとより湾内全域のアサリ資源の存続すら危うくするとともに、漁業秩序を大きく乱すものであり、容認できるものではありません。

つきましては、引き続き、福岡湾内におけるアサリ資源保護並びに漁業秩序維持のため、じょれんの間口制限についての委員会指示を継続していただけるよう特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



(現行)

筑前海区漁業調整委員会指示第208号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和6年3月1日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島臼島灯台

(2) B海域

A海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、LED灯を使用して一本釣りをを行う船舶の集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力（キロワット換算値）を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

4 指示の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(更新案)

筑前海区漁業調整委員会指示第 214 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和 7 年 月 日（公報掲載の日）

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A 海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から 3 海里以内の海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位 318 度 2,000 メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島臼島灯台

(2) B 海域

A 海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用する LED 灯については、LED 灯の消費電力に 5 を乗じた値を「LED 取扱電力」とする。

(1) A 海域において、LED 灯を使用して一本釣りをを行う船舶の集魚灯の電気設備は、電球の消費電力と LED 取扱電力の合計が 10 キロワットを超えてはならない。

(2) B 海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯 1 個の消費電力は 3 キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は 6 個以内とする。

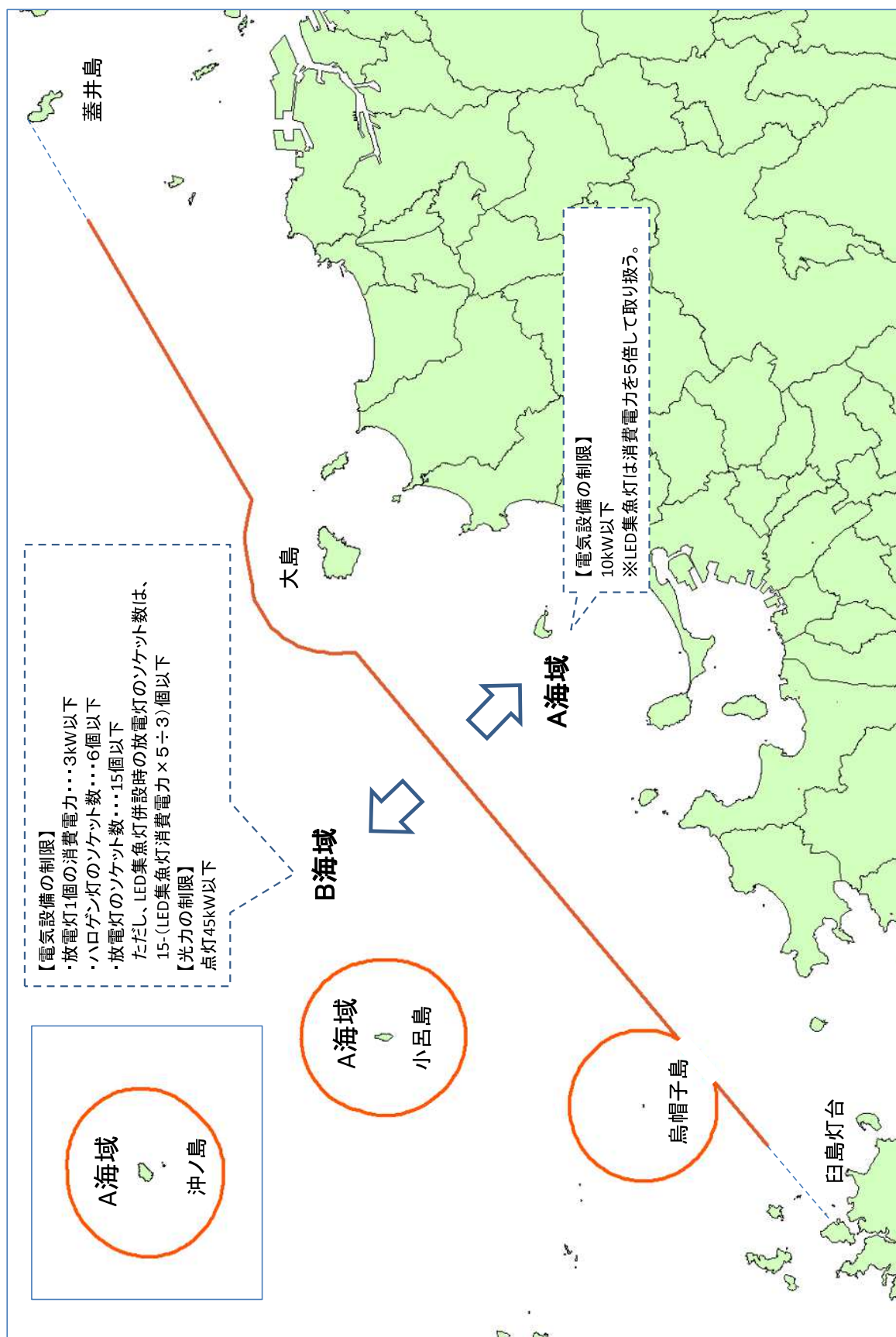
ウ 放電灯装着用ソケット数は 15 個から、LED 取扱電力（キロワット換算値）を 3 で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B 海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力と LED 取扱電力の合計が 45 キロワット以内とする。

4 指示の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

指示の適用海域図

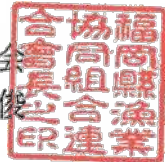


令和6年11月20日

光力規制及びLED集魚灯の規制に関する要望書

筑前海区漁業調整委員会
会 長 富 重 信 一 様

福岡県漁業協同組合連合会
代表理事会長 佐藤 政俊



日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当会に関しても格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、筑前海における一本釣りについては、集魚灯の消費電力やソケット数を規制する貴委員会指示により、我々漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避が図られてまいりました。

さらに近年では、省エネルギーに優れたLED集魚灯に対する関心が高まってきたことから、LED集魚灯については、消費電力に5を乗じた値を取扱電力とすること等を新たに追加した委員会指示を発出して頂きました。そのことにより、現在も以前と変わらず操業秩序の維持等を図ることが出来ている次第でございます。

現在の指示は今年度までとなっておりますが、当会と致しましても今後も漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避のため、引き続き委員会指示発出について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



令和6年11月20日

光力規制及びLED集魚灯の規制に関する要望書

筑前海区漁業調整委員会
会 長 富 重 信 一 様

福岡県筑前海釣漁業協議会
会 長 松 田 武 治



日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当協議会に関しても格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、筑前海における一本釣りについては、集魚灯の消費電力やソケット数を規制する貴委員会指示により、我々漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避が図られてまいりました。

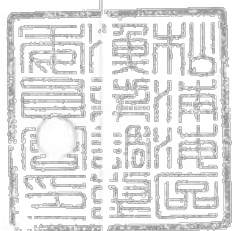
さらに近年では、省エネルギーに優れたLED集魚灯に対する関心が高まってきたことから、LED集魚灯については、消費電力に5を乗じた値を取扱電力とすること等を新たに追加した委員会指示を発出して頂きました。そのことにより、現在も以前と変わらず操業秩序の維持等を図ることが出来ている次第でございます。

現在の指示は今年度までとなっておりますが、当協議会と致しましても今後も漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避のため、引き続き委員会指示発出について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。





福岡佐賀いかかご漁業協定書



令和6年1月12日

協 定 書

令和6年1月12日佐賀県唐津市新興町23番地「唐津市近代図書館」において開催された第39回筑肥漁場協議会で、福岡・佐賀両県漁民のいかかご漁業の操業について協議し、漁業秩序の維持と円満な操業を図るため下記のとおり協定する。

記

1 操業区域

いかかご漁業の操業については、従来の操業実績を勘案の上、佐賀県漁民の操業する区域を包石・名島本島見通し線に接するA区域及びB区域とする。

A区域（点ア・イ・ウを順次に結ぶ三角区域）

点ア 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

点イ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線の延長線との交点

点ウ 包石・名島本島を結んだ線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線との交点

B区域（点㊦・㊧・㊨を順次に結ぶ三角区域）

点㊦ 包石・名島本島を結んだ線（A）、唐津市鎮西町松島北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ線の延長線（B）、及び糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端（※注1）と糸島市志摩野北碓石崎のタカリ（※注2）を結んだ線の延長線（C）の3線（A. B. C）の交点

点㊧ シイネ西端

点㊨ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

2 操業期間

福岡県 2月10日から4月30日まで

佐賀県 2月 1日から4月30日まで

なお、いかかごの標識（ウケ）に船名を明記し、操業上相互に支障のないように努めるものとする。ただし、2月5日までに漁具を完全に撤去することを条件として、1で定めた区域より若干東側の区域における操業を認めるものとする。

3 有効期間

この協定書の有効期間は令和6年2月1日から1年とし、翌年の漁場行使については漁期前に協議の上決定する。ただし、この協定書の有効期間の満了日の2ヶ月前までに、関係者から改廃の申し出がない場合は、更に1年間に限り延長するものとする。

この協定書は2通作成の上、それぞれ保管するものとする。

令和6年1月12日

筑肥漁場協議会

福岡県代表

筑前海区漁業調整委員会

委



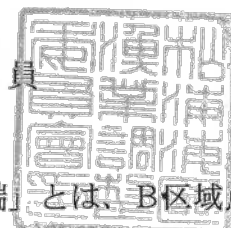
坂本政彦



佐賀県代表

松浦海区漁業調整委員会

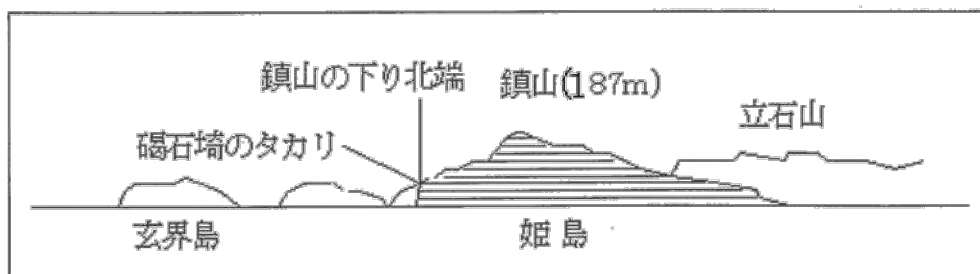
委



坂本安則



※注1 「糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端」とは、B区域点⑦から糸島市志摩姫島をながめ、下図に示す点をいう。



※注2 「糸島市志摩野北碓石埼のタカリ」とは、糸島市志摩野北彦山（232メートル）から北西方向距離約600メートルの高頂をいう。

